

予 防



火災の予防

予防行政の目的は、火災発生時の被害軽減を図ることであり、目的を達成するため、建築確認等の同意、予防査察、防火管理の徹底、幼年消防クラブ員の育成、危険物規制等の業務を実施しています。

さて、近年の建築物の高層化、複雑化は、災害の危険因子をますます多様化させており、その危険性が著しく増大しています。個人住宅においては全ての住宅に住宅用火災警報器の設置及び維持を義務付ける改正消防法が平成18年6月から施行されたことにより、住宅用火災警報器が普及することで火災による死者数の減少が期待されます。しかし、住宅火災における死者のうち約7割が65歳以上の高齢者で占めており、近年の高齢化の進展とともにこの割合のさらなる増加が懸念されます。

このような状況において消防は、事業所等に対しては、火災予防の徹底を図るため予防査察等により法令を遵守させ、個人住宅にあつては、より一層の住宅火災による死者軽減のため、住宅用火災警報器の設置及び維持をはじめとした火災予防の啓発活動を行い、「火災のない安全な街づくり」を目指します。

防火対象物の現況

全ての防火対象物のうち、不特定多数の者が出入りし、人命危険が高い特定防火対象物数は707棟、このうち雑居ビルが320棟となっています。また、中高層建築物で最も高い建築物は17階建ですが、8割は6階以下の建築物で占められています。

1. 署別防火対象物の現況

H28. 3. 31日現在

用途	区分	予防課	南署	北署	総数		
総	数	369	1,413	749	2,531		
1	イ	映画館・劇場	3		3		
	ロ	公会堂・集会場	9	40	32	81	
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ					
	ロ	遊技場	8	2		10	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等					
3	イ	カラオケボックス等			1	1	
	ロ	待合・料理店					
4	イ	飲食店	1	30	20	51	
	ロ	百貨店・マーケット等	13	51	32	96	
5	イ	旅館・ホテル	3	3	3	9	
	ロ	寄宿舎・共同住宅	82	575	262	919	
6	イ	病院・診療所	11	7	19	37	
	ロ	(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム等	13	10	8	31
		(2)	救護施設				
		(3)	乳児院				
		(4)	障害児入所施設				
		(5)	避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等				
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等		6	11	17
		(2)	更生施設				
		(3)	助産施設・保育所等	1	13	10	24
		(4)	児童発達支援センター等		1		1
(5)		身体障害者福祉センター・障害者支援施設(ロ(5)を除く。)等	1	4	2	7	
ニ	幼稚園又は特別支援学校	1	8	8	17		
7	学	学校	72	8	3	83	
8	図	書館		1	5	6	
9	イ	蒸気・熱気浴場					
	ロ	公衆浴場		2		2	
10		車両の停車場		1	4	5	
11		神社・寺院・教会		21	19	40	
12	イ	工場・作業場	22	182	30	234	
	ロ	映画・テレビスタジオ					
13	イ	車庫・駐車場	19	20	10	49	
	ロ	飛行機格納庫					
14		倉庫	21	54	10	85	
15		前各項に該当しない事業所	42	126	93	261	
16	イ	特定複合用途対象物	43	154	123	320	
	ロ	一般複合用途対象物	4	91	32	127	
16の2		地下街					
16の3		準地下街					
17		文化財等		3	12	15	
18		延長50m以上のアーケード					

2. 中高層建築物

H28. 3. 31現在

用途	設備														総数
	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階以上			
総数	217	174	53	35	26	10	10	4	4	1	7	4	545		
映画館・劇場	1												1		
公会堂・集会場	1												1		
キャバレー・ナイトクラブ															
遊技場	1												1		
性風俗関連特殊営業を営む店舗等															
カラオケボックス等															
飲食店	2		1										3		
百貨店・マーケット等	5	2											7		
旅館・ホテル	1	1											2		
共同住宅	70	99	28	22	17	7	8	1	4	1	4	1	262		
病院・診療所		5	1	1	1								8		
老人短期入所施設・養護老人ホーム等	7	4	2										13		
救護施設															
乳児院															
障害児入所施設															
避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等															
老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等															
更生施設															
助産施設・保育所等															
児童発達支援センター等															
身体障害者福祉センター・障害者支援施設(ロ(5)を除く。)等															
幼稚園等															
学校	21	2											23		
図書館・美術館			1										1		
神社・寺院・教会	1												1		
工場・作業場	6												6		
自動車車庫・駐車場	2	2	1										5		
倉庫	1		1										2		
前各項に該当しない事業所	18	9	4	3	1								35		
特定複合用途対象物	59	32	11	7	3	2	2	3			2	3	124		
一般複合用途対象物	21	18	3	2	4	1					1		50		

建築許可等の同意

建築物の新築、増築、改築、用途変更等について建築主事等は許可、認可又は確認をする場合、消防長又は消防署長の同意を得ることが義務づけられています。

これは建築物の設計の段階で、法令の防火に関する規定に適合しているか否かを審査するもので、火災予防上極めて重要なものです。

1. 年別建築同意処理件数

種別	年別	23年	24年	25年	26年	27年
同意		90	105	70	111	97
審査不能		0	0	0	0	0

2. 用途、署別建築同意状況

H27. 4. 1～H28. 3. 31

用途	区分	予防課	南署	北署	総数					
総 数		10	67	20	97					
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場								
	ロ	公会堂又は集会場								
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類								
	ロ	遊技場又はダンスホール								
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								
	ニ	カラオケボックス等								
3	イ	待合、料理店の類								
	ロ	飲食店								
4	百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗等				2	2	1	5		
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所								
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅					10	3	13	
6	イ	病院、診療所又は助産所				1		1	2	
	ロ	(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム等					1		1
		(2)	救護施設							
		(3)	乳児院							
		(4)	障害児入所施設							
		(5)	避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等							
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等							
		(2)	更生施設							
		(3)	助産施設・保育所等						1	1
		(4)	児童発達支援センター等							
		(5)	身体障害者福祉センター・障害者支援施設(ロ(5)を除く。)等							
ニ	幼稚園又は特別支援学校									
7	小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校				4			4		
8	図書館、博物館、美術館の類									
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類								
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外のもの								
10	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場									
11	神社、寺院、教会の類									
12	イ	工場、作業場					5		5	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ								
13	イ	自動車車庫又は駐車場								
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫								
14	倉庫					3		3		
15	前各項に該当しない事業所					10	5	15		
16	イ	特定複合用途防火対象物				3	4	1	8	
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物					1		1	
住 宅			30	8	38					
エレベーター・工作物										

予 防 査 察 等

消防本部及び消防署では、防火対象物の消防用設備等の設置状況、維持管理、火気の使用及び取扱い状況、防火管理体制等の状況を検査して、実態を把握し関係者に対し火災予防上適切な指導・指示を行い不備欠陥事項の是正をはかり火災の未然防止に努めています。

1. 予防査察実施状況

H27. 4. 1～H28. 3. 31

用途	区分	対象物数	査察件数					
			予防課	南署	北署	総数		
総 数		2,531	255	328	410	993		
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	3	4		4		
	ロ	公会堂又は集会場	81	1	17	14	32	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類						
	ロ	遊技場又はダンスホール	10	8	2	10		
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等						
3	イ	待合、料理店の類						
	ロ	飲食店	51		9	17	26	
4		百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗等	96	15	12	22	49	
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	9	5	3	7	15	
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	919	49	141	184	374	
6	イ	病院、診療所又は助産所	37	10	2	9	21	
	ロ	(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム等	31	14	9	10	33
		(2)	救護施設					
		(3)	乳児院					
		(4)	障害児入所施設					
		(5)	避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等					
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム等	17		2	17	19
		(2)	更生施設					
		(3)	助産施設・保育所等	24	1	11	7	19
		(4)	児童発達支援センター等	1		4	5	9
(5)		身体障害者福祉センター・障害者支援施設(ロ(5)を除く。)等	7		5	1	6	
ニ	幼稚園又は特別支援学校	17	1	4	6	11		
7		小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校	83	41	1	1	43	
8		図書館、博物館、美術館の類	6			4	4	
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類						
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外のもの	2					
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	5	2			2	
11		神社、寺院、教会の類	40		5	7	12	
12	イ	工場、作業場	234	7	7	3	17	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ						
13	イ	自動車車庫又は駐車場	49	13		2	15	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫						
14		倉庫	85	9	3	3	15	
15		前各項に該当しない事業所	261	33	22	14	69	
16	イ	特定複合用途防火対象物	320	41	57	60	158	
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	127	1	9	5	15	
16の2		地下街						
16の3		準地下街						
17		重要文化財、重要民族資料、史跡等の建造物	15		3	11	14	
18		延長50メートル以上のアーケード						
19		市町村長の指定する						
20		総務省令で定める舟車						

2. 消防用設備等設置状況

設備 用途		総 数	屋内消火栓設備 (動力消防 ポンプ含む)	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	漏電火災警報器	消防機関へ通報する火災報 知設備	非常警報設備	避難器具	誘導灯	消防用水	排煙設備	連結散水設備	連結送水管	非常コンセント	無線通信補助設備	
																				総 数
総数		3,814	210	64	177	12	1,048	6	139	78	508	450	963	10	10	5	116	18		
1	イ	映画館・劇場	15	2	1	1	3			1	3		3		1					
	ロ	公会堂・集会場	216	1		1	23		3		76	17	95							
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ																		
	ロ	遊技場	46	5	2	6	10				10	3	10							
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等																		
3	イ	待合・料理店					1						1							
	ロ	飲食店	139				27		2		31	10	69							
4		百貨店・マーケット等	219	7	10	10	56		1		26	7	95		5		2			
5	イ	旅館・ホテル	28	3		1	4		2	2	6	2	8							
	ロ	寄宿舎・共同住宅	956	38		63	319		107	3	72	211	58				72	13		
6	イ	病院・診療所	120	5	8	3	1	15	2	2	11	18	11	39				5		
	ロ	(1)	養護老人ホーム等	139		25	1	32			32	10	5	32					2	
		(2)	救護施設																	
		(3)	乳児院																	
		(4)	障害児入所施設																	
		(5)	障害者支援施設等																	
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等	35	1			5			2	4	1	22						
		(2)	更生施設																	
		(3)	助産施設・保育所等	64				19		2	10	2	8	23						
		(4)	児童発達支援センター等	13				2						11						
		(5)	身体障害者福祉センター等	19				6			2		2	9						
ニ	幼稚園等	36	2			17					2	7	8							
7		学校	204	51			63				51	26	12					1		
8		図書館	11	2		1	4				1		2			1				
9	イ	蒸気・熱気浴場																		
	ロ	公衆浴場	3						1		1		1							
10		車両の停車場	3				2				1									
11		神社・寺院・教会	35	1		1	4		2		15	3	9							
12	イ	工場・作業場	167	34		7	2	86		3	2	5	2	24	2					
	ロ	映画・テレビスタジオ																		
13	イ	車庫・駐車場	69			32	23					4		9				1		
	ロ	飛行機格納庫																		
14		倉庫	55	6		2	4	24		2			15	1				1		
15		前各項に該当しない事業所	355	32		21	1	87		1		68	24	107	5		4	5		
16	イ	特定複合用途対象物	744	18	18	26	4	185	4	9	13	83	89	264	2	4		21	4	
	ロ	一般複合用途対象物	110	2		1	20		2			19	22	37				6	1	
16の2		地下街																		
16の3		準地下街																		
17		文化財等	11					11												
18		延長50m以上のアーケード																		

防火管理

消防法では、学校、病院、工場、百貨店等一定の防火対象物に、防火管理者を選任し、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱に関する監督、収容人員の管理など、防火管理上必要な業務を行うことを義務付けています。また、消防機関が実施する防火管理に関する講習会(新規・再講習)は、適切な防火管理を実施するうえで重要な位置付けとなっています。

1. 防火管理者、消防計画を必要とする対象物及び届出状況

H28. 3. 31現在

用途	区分	防火管理者				消防計画届出数		
		必要対象物		選任対象物				
		甲	乙	甲	乙			
総 数		701	172	600	138	719		
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	2		2		2	
	ロ	公会堂又は集会場	30	59	24	50	71	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類						
	ロ	遊技場又はダンスホール	10		10		10	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等						
3	イ	待合、料理店の類						
	ロ	飲食店	25	33	22	26	47	
4		百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗等	48	16	46	12	58	
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	4	1	3	1	4	
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	181	1	158	1	155	
6	イ	病院、診療所又は助産所	11	2	11	2	13	
	ロ	(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム等	27		26		26
		(2)	救護施設					
		(3)	乳児院					
		(4)	障害児入所施設					
		(5)	避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等					
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等	3	2	3	1	29
		(2)	更生施設					
		(3)	助産施設・保育所等	18	6	18	6	
		(4)	児童発達支援センター等					
(5)		身体障害者福祉センター・障害者支援施設(ロ(5)を除く。)等	1		1			
ニ	幼稚園又は特別支援学校	16		16		16		
7		小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校	28	3	25	3	28	
8		図書館、博物館、美術館の類	4		4		4	
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類						
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外のもの		2		2		
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場						
11		神社、寺院、教会の類	11	7	10	6	15	
12	イ	工場、作業場	19	1	17	1	18	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ						
13	イ	自動車車庫又は駐車場	1		1		1	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫						
14		倉庫	2		2		2	
15		前各項に該当しない事業所	56	12	48	9	56	
16	イ	特定複合用途防火対象物	185	22	136	13	144	
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	16	4	14	4	16	
16の2		地下街						
16の3		準地下街						
17		重要文化財、重要民族資料、史跡等の建造物	2	1	2	1	3	
18		延長50メートル以上のアーケード						

2. 防火管理者講習会実施状況

年次	防火管理新規講習				甲種防火管理再講習	
	甲種		乙種			
	回数	人員	回数	人員	回数	人員
平成25年	2	130	未実施		1	20
平成26年	2	137	未実施		1	8
平成27年	2	125	未実施		1	10

防火管理者は、消防法で定める一定の資格を必要とします。これを受け消防長が法令に基づいて行う講習会を毎年実施しています。

幼年消防クラブ

子どもの火遊びによる火災が依然として多く、そのほとんどが年少の子どもによって発生していることから、幼年期に正しい防火知識を身につけ、将来における防火知識の普及を目的に結成されています。

	クラブ数	クラブ員数
幼年消防クラブ(幼稚園)	17	786

危険物規制

指定数量以上の危険物は、原則、市町村長等の許可を受けなければ製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で貯蔵又は取り扱ってはなりません。そして、これら危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準や危険物施設内での貯蔵又は取扱の技術上の基準が消防法により規制されています。これは危険物火災等の災害が発生すれば、市民に多大な被害をおよぼす可能性が高いためです。そのため、消防職員は危険物による災害を未然に防止するために、危険物施設等の立入検査、危険物取扱者への保安教育の実施、危険物運搬時の安全確保するための指導等を実施しています。

1. 数量別危険物製造所等の数

H28.3.31現在

倍数	区分	製造所	貯蔵所						取扱所				総計		
			屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売		移送	一般
5倍以下			13	1	1	18		5	1	6				4	49
5倍超 10倍以下	1		6		1	4			2					8	22
10倍超 50倍以下	3		2	1		10		1	3	5				2	27
50倍超 100倍以下						2		12							14
100倍超 150倍以下						1									1
150倍超 200倍以下			2			1				3					6
200倍超 1000倍以下	2		1							14				1	18
1000倍以上															0
合計		6	24	2	2	36	0	18	6	28	0	0	0	15	137



給油取扱所に埋設するタンクの検査

2. 製造所等に関わる申請、届出等受理状況

H27. 4. 1～H28. 3. 31

申請・届出種別	区分等	総 数	製 造 所	貯蔵所						取扱所			そ の 他	
				屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油	第 一 種 販売		第 二 種 販売
危険物製造所等設置許可申請書		3					1		1		1			
危険物製造所等変更許可申請書		0												
危険物製造所等仮使用承認申請書		0												
危険物製造所等変更許可及び仮使用承認申請書		20	3	1			3				11			2
危険物製造所等完成検査申請書		20	2				4		1		11			2
完成検査済証再交付申請書		2							2					
危険物製造所等完成検査前検査申請書		0												
危険物製造所等譲渡引渡届出書		1					1							
危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書		5		3			1							1
危険物製造所等廃止届出書		3		1			2							
危険物保安統括管理者選任・解任届出書		0												
危険物保安監督者選任・解任届出書		9		2							7			
予防規程制定変更認可申請書		11									10			1
休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書		0												
休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書		0												
危険物仮貯蔵(仮取扱)承認申請書		4					1							3
製造所等の軽微な変更届出書		88	1	17		1	11			6	41			11
製造所等休止又は再使用届出書		0												
製造所等危険作業施行届出書		5				1					3			1
危険物取扱責任者選任・解任届出書		13		1			6		2	2	1			1
事故発生届出書		2					1				1			
許可書等再交付申請書		3							3					
地下タンク等定期点検結果報告書		11					4				7			
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書		6		1			1		1		2			1
地下貯蔵タンク等の在庫管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書		2									2			
改修(計画)報告書		35	1	3			8		1		17			5
前記以外		12							1		5			6
合計		255	7	29	0	2	44	0	12	8	119	0	0	25